

真庭市

幼児教育施設の充実に向けた基本方針

～生涯にわたる生きる力の基礎を培うための教育・保育環境の整備～

令和4年2月策定
真庭市
真庭市教育委員会

1. 方針策定の考え方及び計画の位置付け

この方針は、総合計画の下、関連計画との整合性を図りつつ、特に真庭市子ども・子育て支援事業計画及び真庭市子ども・子育て支援施設整備計画に沿い、「こどもがまんなか」を基本理念とし、公立園、民間園が共に目指す教育・保育目標である「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境を整備するため、幼児教育施設の充実に向けた基本的な方針を示すものです。

2. 教育・保育環境の充実に向けた考え方

幼児教育においては、周囲の環境が園児に大きく影響すると考えられており、自然豊かな真庭の中でその特徴を活かし、真庭市ならではの教育・保育を提供することが目指す教育・保育目標の実現につながるものと考えています。

また、乳幼児期からの一貫した教育・保育の中で、子ども同士の繋がり、親同士の繋がり、地域との繋がりの中で教育・保育が行われることが重要であり、また、各ステージにおける連続性を確保することも重要であると考えています。

幼児教育施設の充実に向けては、特に以下の点に配慮し、教育・保育環境の充実を図っていきます。

また、公立園と民間園が互いに補完し合うことで、乳幼児期における多様な教育・保育に対応し、選択肢を広げていくよう努めるものとします。

【配慮すべき教育・保育環境】

- ・真庭市の恵まれた自然環境を生かした教育・保育の実施
- ・子ども同士、親同士の交流による共に育つ環境の整備
- ・地域との交流や連携など、地域とのつながりを活かした環境の整備
- ・休日保育や早朝・延長保育など多様な保育ニーズに対応できる環境の整備
- ・需要の高まる、3歳未満児の受け皿の確保
- ・特別なニーズを持つ子どもへのサポートが可能な環境の整備
- ・幼児期の教育と小学校教育の連携強化による子どもの学びの連続性の確保
- ・真庭市が目指す乳幼児期に育てたい力の実現

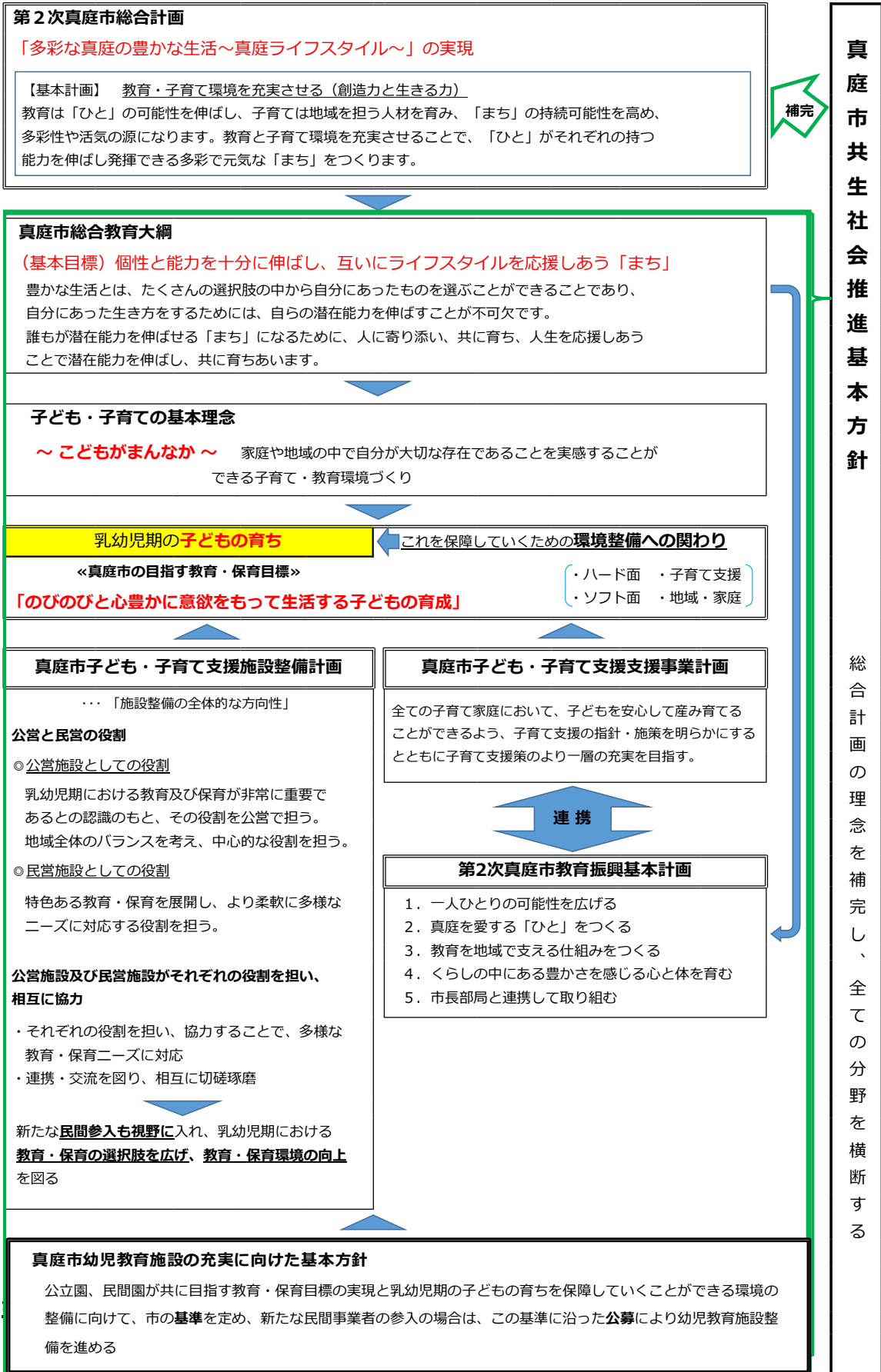
3. 幼児教育施設の充実に向けた整備の進め方

充実した幼児教育施設となるよう、真庭市の基準を定めます。

(新たな民間事業者の参入)

園児数の動向、地域的な条件を考慮し、新たな民間事業者の参入が可能と判断する場合は、公募によるものとし、認可園であることを条件に、設定した基準により選定していくものとします。

真庭市の目指す教育・保育目標の位置付け



主な基準（認定こども園）

項目	基準
開園日・開園時間	<p>◎真庭市立保育園条例施行規則、真庭市こども園管理規程、真庭市延長保育事業実施規程による</p> <p>【開園日】 月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）</p> <p>【開園時間】 7:30～19:00（1日11時間）</p>
職員配置	<p>◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児 3:1 ・1・2歳児 6:1 ・3歳児 20:1 ・4・5歳児 30:1
施設整備	<p>◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居室・教室 1.98㎡/人 ・乳児室 1.65㎡/人 ・ほふく室 3.3㎡/人 ・園庭 満2歳（3.3㎡/人）+満3歳以上（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室を設置し、栄養士資格を持つ者が作成する献立に基づき、全児童への給食を、原則、自園調理により提供すること。 ・食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこと ・調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、食育計画を作成し、食育を推進すること

職員研修	・ 職員の質の向上を図るための研修の機会を確保すること	
小学校との接続	・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、認定こども園の職員と小学校教諭との意見交換を実施したりするなどの、小学校との連携が図られること	
その他の園との連携	・ 教育、保育の質の向上を図るため、公立園との連携、交流を図る取組みが実施されること	
地域との連携	・ 真庭市の恵まれた自然や文化などの地域資源や地域の人との交流を通じた取組みが実施されること	
真庭市との連携・協力	・ 真庭市の主催する研修、園長会に参加すること	
安全・衛生管理	・ 教育、保育中の事故防止のため、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員共通の理解や体制づくりがとられること	
保育内容	真庭市の保育・教育目標の実現	・ 真庭市が定める乳幼児期に育てたい三つの力である 「遊ぶ力：いきいきと意欲をもった子ども」 「生きる力：のびのびと元気な子ども」 「関わる力：にこにここと心豊かな子ども」 を育てるための取組みが行われること
	共生社会の実現	・ 特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制が整備されること ・ 医療的ケア児への対応がなされること
	独自の取組み	・ 保育者のニーズをとらえた多様な取組みが行われること

主な基準（0～2歳児の受け皿確保）

項目	基準
定員	<p>【家庭的保育事業】 1～5人</p> <p>【小規模保育事業】 6～19人</p>
開園日・開園時間	<p>◎真庭市立保育園条例施行規則、真庭市こども園管理規程、真庭市延長保育事業実施規程に準じる 月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）</p> <p>【開園時間】 7:30～19:00（1日11時間）</p>
職員配置	<p>◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による</p> <p>【家庭的保育事業】 0～2歳児：3人に対し1人</p> <p>【小規模保育事業】 0歳児：3人に対し1人 1．2歳児：6人に対し1人 年齢ごとに算出した数の合計数に1を加えた数以上</p>
施設整備	<p>◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による</p> <p>【家庭的保育事業】 乳児室 1人あたり3.3㎡</p> <p>【小規模保育事業】 乳児室、ほふく室 0歳児、1歳児：3.3㎡ 保育室、遊戯室 2歳児以上：1.98㎡</p>

連携施設	◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による ・必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、保育内容の支援や卒園後の受け皿となる連携施設を確保すること	
給食	◎家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準による ・原則、自園調理とする (連携施設からの搬入を可能とする)	
職員研修	・職員の質の向上を図るための研修の機会を確保すること	
その他の園との連携	・連携施設とし、交流を図る取組みが実施されること	
地域との連携	・真庭市の恵まれた自然や文化などの地域資源や地域の人との交流を通じた取組みが実施されること	
真庭市との連携・協力	・真庭市の主催する研修、園長会に参加すること	
安全・衛生管理	・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全対策のために全職員共通の理解や体制づくりがとられること	
保育内容	真庭市の保育・教育目標の実現	・真庭市が定める乳幼児期に育てたい三つの力である 「遊ぶ力：いきいきと意欲をもった子ども」 「生きる力：のびのびと元気な子ども」 「関わる力：にこにこ心豊かな子ども」 を育てるための取組みが行われること
	共生社会の実現	・特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制が整備されること ・医療的ケア児への対応がなされること
	独自の取組み	・保育者のニーズをとらえた多様な取組みが行われること

